

## さいたま市桜区選挙管理委員会告示第15号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法第48条の2第6項の読み替え規定による同法第40条第1項の規定により、期日前投票所を開く時刻の繰り下げ及び閉じる時刻を繰り上げる。

令和8年1月27日

さいたま桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

期日前投票所	繰下げようとする時間	繰上げようとする時間
土合支所	午前11時	午後7時
イオンモール与野	午前11時	午後7時